

○久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱

令和7年10月1日

告示第69号

(目的)

第1条 この告示は、畜産配合飼料及び粗飼料の価格高騰の長期化により、経営に大きな影響を受けている町内の畜産業を営む者に対し、営農意欲の維持と経営の安定を図るため、予算の範囲内において、久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助金の交付に際しては、久万高原町補助金交付規則（平成16年久万高原町規則第44号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、町内に事業所を有する法人又は個人（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく町の住民基本台帳に登録されている者に限る。）であって、引き続き畜産業を営む意思のある者とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の対象となる経費及び補助率等は、次表に掲げるとおりとする。

補助対象経費	自農業の肉用牛に給与するために令和7年10月1日から令和8年2月28日に購入した配合飼料及び粗飼料に限る。
補助対象数量	牛個体識別法第3条第1項に規定する牛個体識別台帳で確認できる牛のうち、令和8年2月1日現在で飼養している肉用牛を対象とする。
補助単価	9,000円／頭 ただし、配合飼料基準輸入原料価格の令和2年度と令和6年度の差分の1／2以内を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、別に定める期日までに町

長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定及び確定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の請求をしようとするときは、久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）を速やかに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、すみやかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか町長が必要と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金返還請求書（様式第5号）により、交付決定の取消しをした日から30日以内の期限を定め、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別

に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条に規定する交付決定等から第9条に規定する補助金の返還までに関する規定については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

久万高原町長 様

申請者 住 所

(法人名)

氏 名

印

連絡先

久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金
交付申請書兼実績報告書

久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金について、久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

取組農家個票（様式第1号-1）

配合飼料及び粗飼料の購入実績がわかる書類

様式第1号-1

久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業取組農家個票

1 基本情報

農家又は 法人名	
住 所	

※ 法人の場合は、代表者名まで記載のこと

※ 住所は法人の場合は事業所、個人の場合は住民基本台帳に登録されている住所を記載のこと

2 家畜飼養状況報告（基準日： 年 月 日）

畜 種	頭 数	備 考
合 計		

3 事業費

補助単価 円 × 基準日頭数 頭 = 円

4 事業要件

下記の事項について誓約します。

年度に畜産経営を継続します。

様式第2号（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

久万高原町長 印

久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金
交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金は、久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり決定及び確定したので通知します。

記

1 交付決定及び確定額 円

2 交付条件

- (1) この補助金は、補助事業等の目的外に使用してはならない。
- (2) この補助事業等については、町長及び監査委員が検査又は監査することができる。
- (3) 久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第8条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことができる。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

久万高原町長 様

申請者 住 所

(法人名)

氏 名

印

久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金請求書

年 月 日付け、指令第 号で交付決定通知のあった補助事業について、久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金第6条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行			本店・支店
	農協	金庫	本所・支所	
口座種別	1 普通（総合）	2 当座	3 その他	
口座番号				右詰めでご記入ください。
(ふりがな)				
口座名義人				

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

久万高原町長 印

久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金
交付決定取消通知書

年 月 日付け、指令第 号で交付決定した久万高原町畜産
配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金について、久万高原町畜産配合
飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金第8条の規定により、次のとおり補
助金の交付の決定を取り消したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付決定取消額 円

3 取消しの理由

様式第5号（第9条関係）

第号
年月日

様

久万高原町長印

久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金返還請求書

年月日付け、指令第号で交付決定した久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金について、すでに交付した補助金を次のとおり返還されるよう久万高原町畜産配合飼料・粗飼料価格高騰対策支援事業補助金第9条の規定により命じます。

記

1 返還金額 円

2 返還期限 年月日

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第9条関係）